

介護保険の住宅改修費支給申請について

令和3年11月24日
(令和4年8月3日修正)

介護保険の要介護・要支援認定を受けている方が、在宅での生活に支障がないようにお住まいの住宅を改修した場合には、申請により改修費用が保険から給付されます。(個人の資産形成につながらない比較的小規模な工事が前提です)

介護保険の住宅改修費の支給を受けるためには、必ず事前に工事内容等について申請し、承認を受ける必要があります。事前申請をせず、また承認前に着工した住宅改修は支給対象になりませんのでご注意ください。

1. 対象要件

- ① 要介護・要支援認定を受け、在宅で生活されている方
- ② 工事着工日と工事完了日が認定有効期間内であること
- ③ 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修であり、実際に居住していること
- ④ 改修内容が、介護保険制度の給付対象となる工事であること (P3 参照)
- ⑤ 要介護・要支援者の心身の状況と住宅の状況などから判断して、住宅改修が必要と認められること
- ⑥ 住宅改修の着工前に「事前申請」を行っており、沖縄市に事前承認されていること

2. 住宅改修の制度について

① 支給限度基準額

被保険者ごと同一住宅で20万円です。支給限度基準額の範囲内であれば、複数回に分けて利用することができます。将来、被保険者の心身の状況に変化が生じることも考慮に入れて、必要最小限の改修工事を適切に行ってください。

② 支給額

利用者の負担割合に応じて7割から9割分が支給されます。

○支給限度基準額は20万円ですが、負担割合証に記載された割合は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は14万円、16万円、または18万円が上限となります。

○20万円を超える工事を行った場合、超えた分に関しては全額自己負担となります。

○介護保険被保険者証等で、利用者の負担割合・認定期間・給付制限等を必ず確認してください。

③ 住宅改修の履歴

過去に介護保険の住宅改修を行ったかどうか分からない、もしくは住宅改修の履歴を確認したい場合は、被保険者や介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員にて市の介護保険課給付係へ確認をお願いします。

④ 転居リセット

被保険者が転居した場合（住民票の届出手続きをした場合）は、転居前の住宅にかかる住宅改修費の支給状況とは関係なく、再度20万円まで利用できます。

⑤ 3段階リセット

初めての改修（初回の住宅改修着工日）から要介護度状態区分が3段階以上上がった場合には、それまでの利用状況にかかわらず、再度20万円まで利用できます。ただし、3段階リセットが適用されるのは、被保険者1人につき1回限りです。

要介護状態区分	要介護度	3段階以上となる場合の 要介護度
第1段階	要支援1	要介護3～5
第2段階	要支援2・要介護1	要介護4・5
第3段階	要介護2	要介護5
第4段階	要介護3	—
第5段階	要介護4	—
第6段階	要介護5	—

⑥ 施工業者の指定

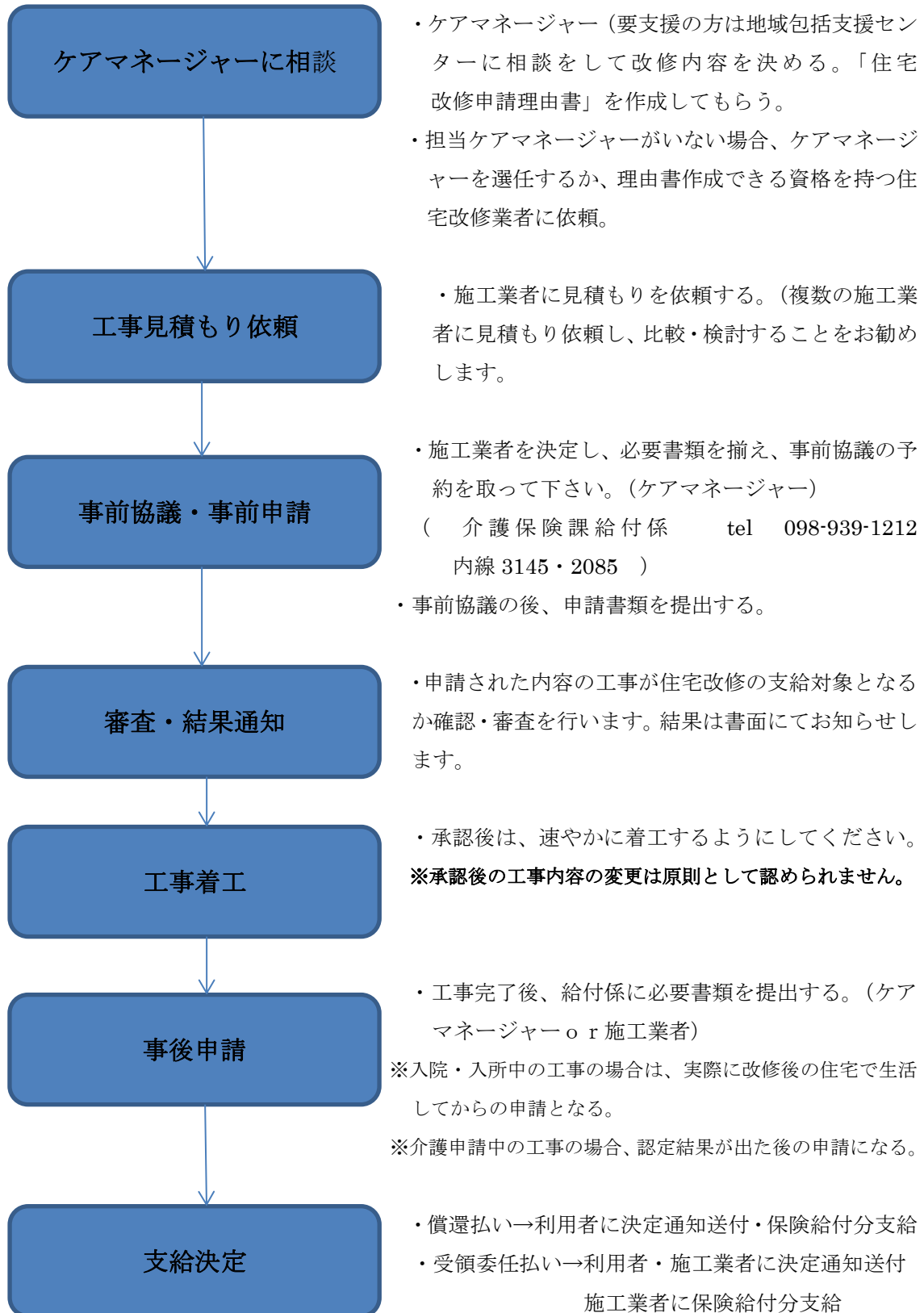
利用者の身体状況に応じて高齢者の住宅に適した改修を行うことができる施工業者であれば、特に指定はありません。

3. 介護保険の給付対象となる住宅改修の種類

種類	対象となる主な工事	対象外
手すりの取り付け	廊下・トイレ・浴室・玄関・玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）などに、転倒防止や移動補助のために設置されるもの。	工事が不要でないもの（福祉用具購入・貸与の対象）。
段差の解消	居室・廊下・トイレ・浴室・玄関等の各室間の床の段差や、玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するための工事。具体的には、敷居を低くする工事・スロープや踏み台を設置する工事・浴室・トイレのかさ上げをする工事等。	固定しないスロープや踏み台、浴室内すのこによる段差解消、昇降機やリフト等動力により段差を解消する機器を設置する工事。通路の新設・拡張。
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	転倒の予防や移動をスムーズに行うため、床及び通路面の材料を変更するもの。具体的には居室において、畳敷きから板製床材やビニル系床材への変更、浴室においては滑りにくい床材への変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等。	古くなった・汚れた、という理由での変更、滑り止めマットを単に敷く場合。
引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸・折り戸・アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去・ドアノブの変更・戸車の設置・右開きから左開きへといった開閉方向の変更等。	自動ドアの動力部分の費用。
洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器（暖房機能や洗浄機能付きの便座が一体型になっている便器も含む）に取り替える工事。洋式便器の向きを変える工事。	洋式から洋式の変更。暖房機能や洗浄機能の付加を目的とする工事。補高便座を固定せずに置く場合（福祉用具購入の対象）。水洗化の費用。
その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付けのための壁の下地補強 ・浴室の床段差解消に伴う給排水設備工事 ・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ・床材の変更のための下地や根太の補強 ・通路面の材料の変更のための路盤の整備 ・扉の取替えのための壁または柱の改修工事 ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化の部分を除く） ・便器の取替えに伴う床材の変更 	

住宅改修の対象となる工事かどうか不明なときは、必ず事前にご相談ください。

4. 事前申請から支給決定までの流れ (※要支援・要介護認定がある方が対象)



5. 申請について（窓口・郵送）

（1）事前申請

《受領委任払いの場合》

- ① 沖縄市介護保険住宅改修費事前承認申請書（様式第 6 号）
- ② 沖縄市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱誓約書
- ③ 同意書（福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い用）
- ④ 住宅所有者の承諾書
- ⑤ 住宅改修申請理由書
- ⑥ 工事見積書
- ⑦ 平面図（改修前・改修後）
- ⑧ 改修前の写真
- ⑨ 福祉住環境コーディネーター証等

《償還払いの場合》

- ① 沖縄市介護保険住宅改修費事前承認申請書（様式第 6 号）
- ② 住宅所有者の承諾書
- ③ 住宅改修申請理由書
- ④ 工事見積書
- ⑤ 平面図（改修前・改修後）
- ⑥ 改修前の写真
- ⑦ 福祉住環境コーディネーター証等
- ⑧ 保護課からの委任状（生活保護受給者）
- ⑨ 被保険者本人名義の通帳コピー（生活保護受給者以外）

（2）事後申請

《受領委任払いの場合》

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）
(様式第 8 号)
- ② 領収書（原本）
- ③ 工事費内訳書
- ④ 平面図（改修前・改修後）
- ⑤ 写真（改修前・改修後）
- ⑥ 変更届（軽微な変更があった場合）

《償還払いの場合》

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ②領収書（原本）
- ③工事費内訳書
- ④平面図（改修前・改修後）
- ⑤写真（改修前・改修後）
- ⑥変更届（軽微な変更があった場合）

※すべての書類において、こすると文字が消えるペンの使用は不可です。

※介護支援専門員等は複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明すること。（厚労省 介護保険最新情報 vol.664）

※電子申請の場合はマイナポータルの「ぴったりサービス（電子申請）」から「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請について」を確認してください。

《注意点》

○申請書

- ・申請者は被保険者名でなければ受付できません。
 - ~~・シャチハタ印は不可。申請印は印影がはっきりしていること。~~
 - ~~・訂正には申請者印と同一の印による直接訂正が必要です。~~
 - ・訂正がある場合、原則再作成が必要です。
- ※署名をしない場合は記名・押印してください。

○福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い制度に係る誓約書（様式第1号）

- ~~・新規事業者の場合、債権者登録が必要になりますので、手続きを行ってください。~~
- ※必ず押印してください。

○同意書（様式第3号）

- ※必ず押印してください。

○住宅所有者の承諾書

- ・利用者本人が所有者の場合は必要なし
- (a) アパートや借家、市営・県営住宅等に賃借して入居の方→**承諾書1**
 - ※市営住宅⇒沖縄市役所 建設部 市営住宅課
 - ※県営住宅⇒沖縄県住宅供給公社 へお問い合わせください。
- (b) 住宅所有者が本人以外の家族名義の場合→**承諾書2**
- (c) 住宅所有者が死亡している場合→**承諾書3**

※承諾書の代筆は、住宅所有者が疾病や障がい、認知症のため字が書けない場合のみ可

※署名をしない場合は記名・押印してください。

○住宅改修申請理由書

- ・様式は原則として沖縄市介護保険課にて使用されているもの。
- ・理由書を作成するのは基本的には居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの職員です。
- ・ケアプラン作成が見込まれない場合は以下の資格保有者が作成できます。
 - ①福祉住環境コーディネーター2級以上
 - ②作業療法士・理学療法士
 - ③看護師 など福祉・保健・医療・建築の専門家を含む。
- ~~・訂正は作成者の印による直接訂正、もしくは再作成が必要です。~~
- ・訂正がある場合、原則再作成が必要です。
- ・申請者の身体状況や介護状況を把握し、改修により日常生活をどう変えたいのか、どこのどのようなものを設置したいのかを具体的に記入して下さい。

○工事見積書

- ・住宅改修箇所・内容、部分、名称、内容（寸法）、数量、単価、消費税、支給対象部分、金額、住宅改修の種類を明記してください。（工事一式等は不可）
- ・理由書・見積書・平面図・写真の改修箇所ごとの番号を連動させてください。
- ・諸経費は原則として工事費の10%以内とし、その中に含まれる費用は、運搬費・交通費・燃料費・通信費・設計料・積算費用・申請手数料・事務経費等です。
- ・被保険者の家族自ら工事を行う場合は、材料費のみの支給となります。

○平面図（改修前・改修後）

- ・改修前後の状況、内容を図示したもの（寸法・段差等）。居室名や工事箇所のみならず、動線が確認できるようにしてください。
- ・必要があれば、改修箇所の詳細の平面図（スロープの勾配など）
- ・必ず社印を押印してください。

○写真

- ・改修予定箇所ごとに撮影日の分かる写真。
 - ※デート機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し撮影すること。
- ・段差部分はメジャー等を当て、高さが分かるよう測定し、撮影すること。
- ・改修予定箇所をどのように工事するのか、写真上に取り付け位置や形などを書き込むこと。
- ・改修箇所の全体が収まるように撮影すること。
- ・前後の確認がしやすいように、同じアングルで撮影すること。
- ・手すり・踏み台等は、必ず固定されていることが確認できるようにすること。
- ・改修する箇所の設置面はつきり写っている写真。タオルやマットなどで隠れている物は不可。

○福祉住環境コーディネーター証等

理由書作成者が介護支援専門員以外の場合、資格者証を提示し、コピーを添付して下さい。

○保護課からの委任状

生活保護受給者の場合、保護課からの委任状が必要となります。

○被保険者本人名義の通帳コピー

生活保護受給者以外で償還払いを希望される場合は、被保険者本人（住宅改修をする方）名義の通帳のコピー（銀行名・振込口座・名義人が分かる部分）。

※銀行（沖縄・琉球・ゆうちょ）、信用金庫、JAバンクなどの普通口座。

※金融機関によっては、通帳の見開きに口座番号等が記載されている場合もありますのでご注意ください。

○領収書（原本）

- ・被保険者宛てのもの。「上様」や名字のみ、家族名は不可。
- ・社判がないもの、印紙（印紙税法に基づき、5万円以上100万円以下の領収書に対しては200円の収入印紙）が適切に添付されていないものは無効となります。
- ・受領委任払いの場合は利用者負担額、償還払いの場合は見積金額と同額、が記載されていること。
- ・自己負担割合については、被保険者の負担割合証を確認してください。
- ・介護保険住宅改修部分と限度額超過分、あるいは介護保険外の自費分がある場合は、明確に分けて記載して下さい。

○工事費内訳書

工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費・施工費・諸経費等を適切に区分して記載して下さい。（写真現像代は給付対象外です。）

○変更届（軽微なもの）

事前に連絡・確認のない変更は介護保険の住宅改修費は給付できません。

(a) (b) (c) いずれの場合にもケアマネージャーと給付係への連絡は必要。

(a) 用途・改修金額・身体的動作に変わりなし。（手すりの設置位置を数cm程度移動させる等） ⇒ 変更届必要なし

(b) 用途・身体的動作変わりなし。本体工事に影響なく、改修金額が減額等。
（壁の下地補強など付帯工事が不要なくなった等）

⇒ 連絡・確認の上、事後申請の際に「変更届」提出

(c) 用途・目的が変わる、改修金額が増額等。

（手すりの設置位置が右側から左側になる等）

⇒ 工事は中止し、一旦取り下げした後、再度事前申請行う

※資料1 参照

(3) 申請を取り下げる場合

「(介護予防)住宅改修費事前申請・承認決定取下書」を担当ケアマネージャーより介護保険課給付係へ提出して下さい。

①改修工事を中止する場合

事前申請承認後、申請者（被保険者）が入院・入所するなど、何らかの事情により一旦工事をすべて中止する場合。

②改修箇所を利用できなかった場合

改修工事を実施したが、退院・退所できなくなり、改修した箇所を利用されずにお亡くなりになった場合等は、保険給付費が支給できませんので、あらかじめご了承ください。

③事前申請承認後、改修が長期間行われなかった場合

退院・退所が当初の予定より大幅に延びたり、工事に着手できない理由・工事を実施できない状況がある場合。本人の身体状況にも変化がありそうなとき。

住宅改修Q & A

各種法令や告示、通知において規定されている事項や、問い合わせについて回答をまとめました。制度改正等により内容が変更される場合があります。その他、個別の事案については沖縄市介護保険課給付係までお問い合わせください。

☆手すりの取り付け☆

Q1. 出入り口2か所を改修工事することは可能ですか。

A1. 玄関・勝手口どちらにも手すりや踏み台を設置したいという場合には、その使い分けの必要性を理由書に記載して下さい。(最小限の工事をお願いしているため、外出のための出入り口に関する工事は基本的に1か所です。)

Q2. 左右両側への手すり設置はできますか。

A2. 階段など、左右両側に手すり設置の場合は、両側に設置する理由(マヒがある・片側の腕しか力が入らない等)を詳しく理由書に記載して下さい。

Q3. 賃貸アパートの廊下などの共有部分は住宅改修の給付の対象となりますか。

A3. 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に住宅改修は当該被保険者の専用の居室内に限られるものと考えます。ただし、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該被保険者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共有部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、給付対象となります。ただし、住宅の所有者が恣意的に当該被保険者に共有部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、被保険者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものと考えます。

Q4. 以前に玄関前に住宅改修で手すりを設置した。設置面のタイルが割れ、タイルの張り替え工事（自費）する際に手すりを撤去した。しかし、やはり同じ箇所に手すりが必要とのことだが、再度の改修は給付対象となりますか。

A4. 自己都合で撤去された場合、本人の状態や設置箇所も変わらないのであれば、再度の改修工事の給付はできません。

Q5. トイレが2カ所あり、大と小で使い分けている。どちらにも手すりの設置をしたいが、給付はできますか。

A5. トイレが2カ所ある場合、主に使用する所1カ所への設置が基本です。優先順位を決めてください。

Q6. 設置した手すりが老朽化したため手すりを撤去し、同じ場所に新しい手すりを設置する場合は給付の対象となりますか。

A6. 単に手すりが老朽化したとの理由であれば認められません。

Q7. 本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置のみを変更する必要がある場合は、給付の対象となりますか

A7. 工賃のみ支給対象となります。

Q8. 利用者の心身状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり、既存の手すりを外し、新しい手すりを設置する場合には給付対象となりますか。

A8. 利用者の心身状況の変化に起因するものであれば支給の対象となります。心身状況の変化を理由書に詳しく記載して下さい。

Q9. 玄関にある下駄箱への手すり設置は給付対象となりますか。

A9. 固定されていない下駄箱や家具等への設置は給付の対象とはなりません。ただし、据え付けの下駄箱や家具など固定されている場合は対象とします。

また、例外として、ベッドに手すりの取り付けが必要と判断される場合は、ベッドへの手すり設置を給付対象とします。

Q10. 玄関から道路までの手すりの設置は給付の対象となりますか。

A10. 屋外の改修も敷地内であれば給付の対象となります。

☆段差解消について☆

Q1. スロープの設置工事で留意する点はありますか。

A1. 通路などの段差解消工事におけるスロープの傾斜は、バリアフリー法で定められている 1/12 以下としてください。(50cm の高さがある場合 6m 以上のスロープが必要です) 個々の住宅環境等により、これを満たせない工事に関してはご相談ください。ただし、建築基準法に則って 1/8 を超える工事はいかなる場合も支給対象となりません。

Q2. 以前に住宅改修で浴室・トイレの出入り口に木製の踏み台を設置した。踏み台の根元が腐敗しているため、コンクリート製の踏み台に変えたいが、給付可能ですか。

A2. 本人のADLなどの状態の変化により（今の物では身体的に厳しい etc.）必要性があるのであれば問題ないが、劣化を理由に給付することは難しい。

Q3. 玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置して、居室から屋外へ出るための段差解消工事を行う場合、給付の対象となりますか。

A3. 玄関からの出入りが困難な理由があり、移動の経路を玄関から掃出し窓に移す必要がある場合は給付の対象となります。

Q4. 浴室が狭いため浴槽を撤去したいが、その撤去費用も給付の対象となりますか。

A4. 浴室の広さ、介助の状況などを勘案し、入浴の際に浴槽が支障となっているのであれば「段差の解消」として浴槽の撤去を給付の対象とします。

Q5. 昇降機、リフト、段差解消機等の設置は給付の対象となりますか。

A5. 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により段差を解消する機器の設置は給付の対象とはなりません。また、手動であっても対象とはなりません。

☆滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更について☆

Q1. 通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として給付の対象となりますか。

A1. 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として給付対象です。

Q2. 滑りの防止のために床材を変更する場合、滑り防止用に加工されたものでないと住宅改修として認められないでしょうか。

A2. 本人、ケアマネ、住宅改修施工業者が滑りにくい舗装材であると判断した場合、給付の対象となり得ます。なお、塗料を塗る場合も同様です。

Q3. 階段の滑り防止のために、階段に滑り止めのゴム等を張る工事は給付の対象となりますか。

A3. 身体状況や家屋の状況から必要性が明らかであれば、給付の対象となります。ただし、滑り止めマットや素材を置くだけでは改修には当たらず、固定取付しなければなりません。

Q4. 家屋の老朽化により、歪んだ廊下等の床材を取り替える改修は給付の対象となりますか。

A4. 老朽化や物理的、科学的な摩耗、消耗が理由である場合は給付の対象とはなりません。

☆引き戸等への扉の取替について☆

Q1. 既存の扉が重く、開閉が容易でないため扉を取り替える場合、給付の対象となりますか。

A1. 既存の扉が重く、身体的な状況から開閉が容易でないという理由であれば、給付の対象となります。ただし、古くなったことが原因で開閉できない等の理由は対象になりません。

Q2. 扉そのものは取り替えないが、右開きを左開きに、または内開きを外開きに変更する工事は給付の対象となりますか。

A2. 扉そのものは取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて扉の開閉の向きを取り替えることは給付の対象となります。また、ドアノブをレバー式に変更する場合や、戸車を設置する場合も給付対象となります。

Q3. トイレの間口が狭く車いすでの移動が困難なため、間口を広げる工事は給付の対象となりますか。

A3. トイレの間口を広げるための工事も、要介護（支援）者の身体状況に基づいた理由による改修であれば、給付の対象となります。

Q4. 扉の撤去のみ（新しい扉を設置しない）場合は給付の対象となりますか。

A4. 扉の開閉が困難な場合は給付の対象となります。撤去・処分費用は付帯工事として対象となります。

Q5. 「引き戸から引き戸」「折れ戸から引き戸」への変更も給付の対象となりますか。

A5. 単に老朽化による場合は給付できませんが、身体状況に基づいた理由による改修であれば給付の対象として検討可能です。

☆洋式便器等への便器の取替え☆

Q1. ウォシュレット機能付きトイレへの交換工事は給付対象となりますか。

A1. 和式便器から洗浄機能等が付加されている一体型の洋式便器への交換工事は対象となりますが、それに伴う電気工事は給付の対象とは認められません。

Q2. トイレの段差工事を行う際、洋式便器をウォシュレット機能付き洋式便器へ変更したいが給付可能ですか。

A2. 給付はできません。

Q3. 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当しますか。

A3. 腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q4. 便器の取替えに伴う給排水設備工事は「水洗化に係るもの」を除いて認めることになっているが、どの程度の工事が給付の対象となりますか。

A4. 汲み取り式の和式便器を水洗式の洋式便器に交換する場合は、便器本体とともに水洗化の工事が行われるが、この場合の水洗化工事は給付の対象とはなりません。
「便器の取替」に付帯する給排水設備工事は、既に水洗式になっている和式便器を洋式便器交換する場合に、給水管の長さや位置を変える工事となります。

Q5. 現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は給付の対象となりますか。

A5. 和式便器のトイレの撤去・処分、洋式便器の設置費用についてのみ給付の対象となり、壁や扉の新設、排水設備工事は対象外となります。
また、既存の和式便器をそのままにし、新たに洋式便器を設置した場合は取替に当たらないため、給付の対象とはなりません。

☆その他☆

Q1. 事前承認後に改修内容に変更が生じました。そのまま工事を進めてよいですか。

A1. 改修の着工承認後、改修内容に変更が生じる場合、変更の大小にかかわらず無断で改修内容の変更を行うことは認められません。

施工業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行うと、給付の対象とならない場合があります。変更の内容によって、変更届（資料参照）の提出、または取下げ後に再度事前申請が必要となります。変更がある場合には、改修前に必ずケアマネージャー等に相談し、市の介護保険課給付係へご連絡ください。

（沖縄市介護保険課給付係 TEL098 - 939 - 1212 内線 2085・3145）

Q2. 賃貸住宅の改修を行い、退去時に現状復帰する必要がある場合の費用は給付対象となりますか。

A2. 住宅改修費の給付対象にはなりません。

Q3. 施設入所中の方が、月に数回、施設から帰宅するために手すり設置などの工事をする場合、給付の対象となりますか。

A3. 施設入居者の生活の拠点は施設にあり、外泊時の在宅サービスは算定できないことになっていることから、住宅改修についても同様の取り扱いとし、支給の対象にはなりません。

Q4. 介護認定申請中の方についても住宅改修は可能ですか。

A4. 要介護・要支援認定申請中の方が、認定結果の通知前に事前申請し、着工することは可能ですが、改修完了後の支給申請は認定結果が出た後に行ってください。また、認定結果が「非該当」の場合は住宅改修費の支給を受けることができません。

Q5. 改修中に被保険者が死亡した場合の給付はどうなりますか。

A5. 被保険者が工事完了前に死亡した場合は、住宅改修費の支給対象外となります。ただし、工事中に死亡した場合は、死亡時に完成している部分までは介護保険の給付対象として申請できます。

Q6. 改修中に被保険者が入院した場合の給付はどうなりますか。

A6. 着工後に容態の急変等により入院し、退院の見通しが見つからない場合は、被保険者が入院するまでに完成した部分までが給付対象として申請できます。

Q7. 入院中・施設入所中の方について住宅改修の申請は可能ですか。

A7. 退院や退所の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障があると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請・着工は可能です。ただし、改修完了後の支給申請は退院・退所した後に行ってください。なお、退院・退所ができない場合は支給を受けることができません。

事前申請後、退院・退所が長引き工事を見合わせる場合や、本人の状態変化が予想されるときは、一旦、申請の取り下げをしてください。退院・退所が決まってから改めて本人の状態を確認した上で、再度住宅改修の計画を立ててください。

Q8. 一時的に身を寄せている住宅の改修についても給付対象となりますか。

A8. 改修の対象となる住宅は、介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅となります。そのため、一時的に居住する住宅等の改修は支給対象となりません。

Q9. 住宅の新築や増築は給付対象となりますか。

A9. 住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）は支給対象とはなりません。

Q10. 古くなった、壊れた、といった理由での改修工事は対象となりますか。

A10. 補修・老朽化による交換目的の工事は給付対象となりません。

Q11. 趣味やいきがいとなる活動を行う動線上の改修は給付対象となりますか。

A11. 本人にとって日常的に必要な動作・習慣（役割）、またADL・QOLの維持向上となる趣味やいきがいとなる活動を行う動線上においても給付対象として検討します。

これまで行っていた活動を安全に継続することができなければ、閉じこもり・下肢筋力の低下・認知機能の低下などに繋がる可能性があるため、自立支援・重度化防止の観点から給付対象として検討することとします。

Q12. 住宅改修を希望している被保険者が、介護保険の他サービスを利用する予定がない場合でもケアマネが見つからないといけないですか。

A12. 改修のみであれば、理由書が作成できる有資格者のいる事業所での対応可能です。

☆変更あり☆ (R3.11月～)

Q13. 住宅改修の事前申請はケアマネが行った。改修後の事後申請は改修施工業者が行ってもよいですか。

A13. ~~事前申請がケアマネの場合、事後申請もケアマネの方で行ってください。~~
事後申請については、改修施工業者が行うことも可とします。その際は、担当ケアマネへの工事完了の報告を忘れずにお願いします。

Q14. 家族が大工を営んでいるが、工事を発注した場合、工賃も給付の対象となりますか。

A14. 被保険者自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが給付の対象となり、工賃は給付の対象とはなりません。

Q15. 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合、住宅改修費の支給限度額はどのようになりますか。

A15. 住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行うため、それぞれに20万円となります。一つの住宅で同時に複数被保険者に係る住宅改修が行われる場合は、当該住宅のうち各被保険者に優位な範囲を特定し、その範囲が重複しないように被保険者ごとに申請を行うこととなります。

Q16. 同敷地内・同番地で住居の建て替えをし、建て替えた後に手すりが必要になりました。建て替える前の住居で20万円の住宅改修を行い、支給限度額を使い切っていますが、建て替えていることでリセットがかかりますか。

A16. リセットはかかりません。同敷地内・同番地での住居の移動や建て替えはリセット対象外です。転居のリセットがかかるのは住所地を変更した場合のみとなります。

Q17. 事前申請の承認後、着工までの期間に期限はありますか。

A17. 本人の状態が変わることもあり得るため、承認後はできるだけ速やかに着工することが望ましいです。遅くとも3カ月以内には着工して下さい。それ以上に着工が延びそうな場合は、いったん申請を取り下げてください。

事後の申請の時効については、領収書の翌日が起算点となり、2年間は介護保険請求が可能です。

※支給対象の工事内容について

支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である沖縄市が決定します。